

令和8年10月6日

保護者各位

与那原町教育委員会教育長
(公 印 省 略)

こども性暴力防止法の施行に向けたリーフレットの配布について

標記の件について、こども家庭庁より周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

令和6年6月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)が、本年12月25日に施行されます。

本リーフレットは、保護者をはじめとする一般の方向けに、こどもを性暴力から守るために日頃から心がけるべきことや、こどもから性被害の相談を受けた時の対応等について理解を深めていただくことを目的として作成されたものです。

つきましては、別添のとおりリーフレットを添付いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

与那原町教育委員会
学校教育課
TEL：098-945-2361

こどもを性暴力からまもるための取り組み

こどものために できること?

保護者の方
こどもと関わる
大人の皆さまへ



こまもろう(「こども性暴力防止法」公式キャラクター)

こどもをまもろう みんなでまもろう

こどもへの性暴力は、身近な人でも気づきにくいもの。

こどもが見せるサインにいち早く気づくよう

周囲の大人が日常的に目を配ることが必要です。

こどもが相談しやすい環境をつくって

みんなでこどもを性暴力からまもりましょう。



「こまもろうマーク」は、
こどもが安心して過ごせる環境の目印です。
こども性暴力防止法に基づき、性暴力防止に
取り組む事業者が付けることができます。

こどもまんなか
こども家庭庁



「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

性暴力とは

個人の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、
犯罪になり得る行為です。

例えば…

着替え、トイレ、入浴をのぞかれた／抱きつかれた、キスされた／服を脱がされた／水着で隠れる部分（プライベートゾーン）に触られた／下着姿や裸の写真・動画を撮られる、送るよう求められる など

保護者のみなさまにお願い



日頃からよくコミュニケーションを取りましょう

こどもへの性暴力は、身近な人でも気づきにくいもの。
こどもの異変やSOSに、大人がいち早く気づくことが大切です。

こどもへの性暴力は
この3つが特徴です

① 深刻さ ② 相談のしづらさ ③ 発見のしづらさ

日頃からこどもと話しておくこと

- ✓ 水着で隠れる部分（プライベートゾーン）は、
自分も相手もお互いに見せない・触らせない
- ✓ イヤな触られ方をされそうなときは、
「イヤだ」「やめて」と言ってもいい
- ✓ 「イヤだ」「やめて」と言えなかったとしても、
あなたは悪くない
- ✓ イヤなことをされたら、すぐに大人に相談する

こんな様子が見られたら

「**どうしたの？**」

と声をかけてみましょう

- ・ 不眠（夜更かし、怖い夢を見るなど）
- ・ 集中力の低下、ぼんやりする
- ・ 自信喪失、自己卑下
- ・ 人との距離の変化
（人と接触を避ける、過度に距離が近い） など

こどもから性被害の 相談を受けた時の 対応

- ・ 「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝え、
疑ったり否定したりせず、寄り添いながら話を聴いてください。
- ・ 聴き取る内容は最小限にし、こどもが自発的に話す内容のみ受け止めてください。
詳しく尋ねると、記憶に影響するおそれがあります（記憶の汚染）。
- ・ なるべく早く児童相談所／ワンストップ支援センター／警察等に相談してください。

いちはやく

児童
相談所

#189

はやくワンストップ

ワンストップ
支援センター

#8891

ハートさん

性犯罪被害
相談電話（警察）

#8103

2026年12月25日施行

「こども性暴力防止法」
とは？

「こども性暴力防止法」は、学校や保育所、学習塾やスポーツクラブなど、
こどもに対して教育・保育などを提供する場での性暴力を防止するための制度です。
こうした施設・事業者には、従事者の性犯罪歴の有無の確認／相談窓口の設置／
性暴力の疑いが生じた際の調査／被害児童の保護・支援／従事者への研修が求められます。

性犯罪歴があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもと接する業務に就くことができなくなります。